

監事監査報告書

平成21年5月25日

学校法人 四天王寺学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 四天王寺学園

監事 山崎 邦彦 

監事 石井 敦 

私たちは私立学校法第37条第3項及び学校法人四天王寺学園寄附行為第34条の規定に基づき、学校法人四天王寺学園の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査を実施するにあたり、理事会及び評議員会に出席し、本学校法人の業務の決定及び執行が法令、寄附行為等を遵守し、適切かつ効率的な運営が行われているかについて監査するとともに、平成20年度決算の計算書類については、会計監査人（公認会計士 阪広久）と連携して、内部統制の状況及びその有効性に留意し、必要と思われる監査手続を実施した。私たちは、監査結果として、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、学校法人四天王寺学園の業務に関する決定及び執行は適切である。また、平成20年度決算の計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記録と合致しており、本学校法人の平成20年度の収支の状況及び平成20年度末の財政状態を正しく示していると認める。

なお、本学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上